

加西市繁昌町字山ノ脇、山脇、北山、川西、柿ノ木、小池上、熊谷、順礼川原、五六、今天神、沢田、中田、川原、東条、大山、中村、大坪、若ノ下、ハキノ原、オワン及び大井の各一部並びに朝妻町字東山の一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

32(1) 特別指定区域の名称

①-32繁昌団地自治会地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市繁昌町字今天神の一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

33(1) 特別指定区域の名称

①-33上宮木町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市上宮木町字住吉西、上井ノ内、居垣、ヲイノ元、山サノ前、出口、溝ノ上、西居垣、深町、落ヶ池及び帰り垣の各一部並びに下宮木町字住吉下の一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

34(1) 特別指定区域の名称

①-34下宮木村町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市下宮木町字内屋敷、宮ノ元、井上西、井上、住吉前、吉田及び川ノ上の各一部並びに上宮木町字住吉西の一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

35(1) 特別指定区域の名称

①-35下宮木町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市下宮木町字内屋敷、宮ノ元、井上西、井上、住吉前、吉田及び川ノ上の各一部並びに上宮木町字住吉西の一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

36(1) 特別指定区域の名称

①-36鶴野上町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市鶴野町字段ノ内、家塚浦、飯森前及び大願地の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

37(1) 特別指定区域の名称

- (1) ①-37鶴野南町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市鶴野町字東瀬広、西瀬広、西大下及び東大下の各一部並びに田原町字カイソウの一部並びに東笠原町字向及び蓮垣内の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 38(1) 特別指定区域の名称
①-38都染町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市都染町字北垣内、岡垣内、南垣内、村前、柿ノ下及び谷田の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 39(1) 特別指定区域の名称
①-39別府西町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市別府町字桃子野、栗ノ木、岡開地、釜ヶ辻、なめら、石ヶ坪、明神山、馬谷、王子山、桃子岡、古川及び桃子の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 40(1) 特別指定区域の名称
①-40別府中町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市別府町字大林の全部並びに別府町字池ノ方、茶屋ヶ岡、高瀬、北ヶ池、南ノ岡、前垣内、花ノ池尻、大道池下、上垣内及び小池下の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 41(1) 特別指定区域の名称
①-41別府東町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市別府町字南細澤、野ヶ池、柿木谷、唐園池下、神田ヶ谷、餅池下、野田、野堂、草野、堀切、竹ノ元、長畠及び下常の各一部並びに青野町字下皿池の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 42(1) 特別指定区域の名称
①-42常吉町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市常吉町字西ノ山、四木、満ノ上、構、中川原、芝崎、前田、小池ノ跡、西ノ下、山崎、東畑、南畑、池ノ内、柿格、井ノブ、熊谷及び清水尻の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 43(1) 特別指定区域の名称
①-43朝妻町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市朝妻町字御藏垣内、毘沙門ノ下、新池ノ下、アンノ上、落ヶ池ノ下、大歳浦、脇田、清サ、古垣内、池ノ上、中垣内、池ノ内、野手、道ノ上及びヲトノの各一部並びに繁昌町字大柳及び百代寺の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 44(1) 特別指定区域の名称
①-44豊倉町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市豊倉町字上村北、北ノ後、上村下、上村、三ノ谷、池ノ下、中村、中村下、下村下、兼原、段ノ内、大願地及び宮中の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 45(1) 特別指定区域の名称
①-45玉野町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市玉野町字前垣内、竹ヶ橋、鍛冶屋垣内、堂ノ前、宮ノ谷、天川、西ノ岡、西脇、大坪、内垣内、柿木、彦三、飯盛野、内町、毘沙門、堂ノ本、岸ノ下、堂ノ上及び長法寺の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 46(1) 特別指定区域の名称
①-46山枝町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市山枝町字入道ヶ谷、坂本、桃子野、小正開地、壱丁田、村内、村前、坂本、安楽寺及びアンノ上の各一部並びに朝妻町字野田の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 47(1) 特別指定区域の名称
①-47玉丘町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市玉丘町字芳ヶ端、水塚、宮ノ前、宮ノ前西、北山及び芳ヶ端下の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 48(1) 特別指定区域の名称
①-48青野原町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市青野原町字草野の一部

- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 49(1) 特別指定区域の名称
①-49福住東町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市福住町字南垣内、宮ノ下、田中ノ下、後、カマイ、尾居、後ノ谷、中長、立石、久保田、柳町、
蔵丁坪、作リ上、北垣内及び鎌田の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 50(1) 特別指定区域の名称
①-50福住西町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市福住町字村前、中長及び堀畑の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 51(1) 特別指定区域の名称
①-51山下西町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市山下町字峰ノ坊、畠谷、浦上、中条、寺門、田積、門前、貝積及び樽井の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 52(1) 特別指定区域の名称
①-52山下中町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市山下町字堂ノ端、井ノ奥、畠谷、五反田、岩ノ奥、山中、北所、浦上、高尾及び樽井の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 53(1) 特別指定区域の名称
①-53山下東町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市山下町字下条、虫啼野、タラ谷、御車下、家中、広元、中ノ坪、新池尻、流川、池ノ首、大ヶ岡、
堂ノ上、御車、紺屋垣内、向山、土井畑、五反田、池田及び上中ノ坪の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 54(1) 特別指定区域の名称
①-54西横田町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市西横田町字井熊、垣内、上繩添、前田、大坪、東浦、西ノ前、岡ノ辻、向垣内、正角、久語、政

所目、池田及び下モ田の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

55(1) 特別指定区域の名称

①-55東横田町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市東横田町字堂ノ鼻、藪下、垣内、北山、宮東、宮ノ前、西池ノ下、長坂及び長ヲサの各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

56(1) 特別指定区域の名称

①-56鎮岩町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市鎮岩町字田中、中代、東前、加庄庵、ハサコ、西ノ岡、堂ノ西、弁才天、塩山、下モ代、町寄口、東ラ、コブチ、大道及び風呂ノ浦の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

57(1) 特別指定区域の名称

①-57岸呂町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市岸呂町字池ノ尻、柳ノ内、福田、寺垣内及び宮西の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

58(1) 特別指定区域の名称

①-58東長町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市東長町字村前、助友、村下、井ノ部及び分ノ町の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

59(1) 特別指定区域の名称

①-59西長町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市西長町字牛谷、小谷口、南ノ垣、西ノ垣、北ノ垣、東ノ垣、藪下、村下、五反田、岡ノ前、岡島、二反田、天田、川原及び川原中の各一部並びに東長町字繁野山の一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

60(1) 特別指定区域の名称

①-60東剣坂町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

- 加西市東剣坂町字村中、経尾、上ノ馬場、寺崎、小谷口、河高、矢倉、下ノ馬場、沢、上ノ大道及び大坪の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 61(1) 特別指定区域の名称
①-61西剣坂町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市西剣坂町字狐谷、城ヶ奥、油ヶ谷、西上ノ山、尾前奥山、広畑ヶ、サツ高、山根、松本、千原、村中、町田、深田、河高及び小谷口の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 62(1) 特別指定区域の名称
①-62中山町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市中山町字宮ノ下、梨谷、溝田ノ上、西垣内、東垣内、池ノ谷、大将軍及び本谷の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 63(1) 特別指定区域の名称
①-63大柳町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市大柳町字石ノ本、千切谷、泥口、下垣内、赤坂、小久語、中垣内、中山口及び梨谷の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 64(1) 特別指定区域の名称
①-64王子町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市王子町字小池ノ谷、小峠、戒池ノ下、野田、野中、北角、垣内及び宮ノ前の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 65(1) 特別指定区域の名称
①-65戸田井町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市戸田井町字川ノ上、村西、栗田、薬師前、竹ノ下、南カイチ及び村東の各一部並びに両月町字郡長の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 66(1) 特別指定区域の名称
①-66両月町地区

- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市両月町字平林、大ヶ池尻、村前、高町、郡長、村ノ内及び宮本の各一部並びに戸田井町字村西の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 67(1) 特別指定区域の名称
①-67大村町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市大村町字越前、六ノ坪、首ノ下、西垣内、宮ノ前、宮ノ後、池ノ下、堂山、上ノ山、瀧ノ方及び大池の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 68(1) 特別指定区域の名称
①-68尾崎町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市尾崎町字後山添及び西ラ畑の全部並びに尾崎町字山ノ間、西ノ脇、京十万、蒸セイ山、タイシャク谷、飯盛及び野池の各一部並びに中西町字岡、サノキ谷及び広野の各一部並びに大村町字越前、加門ケ下及び六ノ坪の各一部並びに段下町字東野の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 69(1) 特別指定区域の名称
①-69段下町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市段下町字宮垣内の全部並びに段下町字宮ノ上、後口代、池ノ内、戸中、庄司ヶ谷、中ノ垣内及び中曾根の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 70(1) 特別指定区域の名称
①-70中西南町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市中西町字垣内、サノキ谷及び谷口の各一部並びに大村町字加門ケ下の一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日
平成19年4月3日
- 71(1) 特別指定区域の名称
①-71中西北町地区
- (2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市中西町字上ノ岡、岡、堂ヶ谷及び才ノ神の各一部
- (3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅
- (4) 指定年月日

平成19年4月3日

72(1) 特別指定区域の名称

①-72琵琶甲町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市琵琶甲町字堂ノ前、西谷、東谷、北垣内、宮ノ前及び垣内の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

73(1) 特別指定区域の名称

①-73新生町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市新生町の全部並びに琵琶甲町字広野の一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

74(1) 特別指定区域の名称

①-74野条町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市野条町字中ノ庄の全部並びに野条町字上西谷、西谷、中尾、高町、中ノ下、上南谷、藪敷、北ノ端及び南茨谷の各一部並びに琵琶甲町字広野及び東谷の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

75(1) 特別指定区域の名称

①-75牛居町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市牛居町字池ノ後、松ノ内、鳥バミ、藪下、下平ノ沢、殿垣内、赤坂、権兵衛野及び普代ノ垣内の各一部並びに琵琶甲町字堂ノ前の一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

76(1) 特別指定区域の名称

①-76上野田町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市野田町字後山、アン林、岡本、田中ノ内、溝向及び野田代の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

77(1) 特別指定区域の名称

①-77東野田町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市野田町字堀ノ内の全部並びに野田町字田中ノ内、岡本、溝向、三辻、鳥居本、道下、森井及び六ヶ坪の各一部並びに西笠原町字北ノ谷及び上戸の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日
平成19年4月3日

78(1) 特別指定区域の名称
①-78東笠原町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市東笠原町字才ノ神、下河原、上沢、下沢、川田、沖、中溝及び向の各一部並びに西笠原町字クゴの一部

(3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日
平成19年4月3日

79(1) 特別指定区域の名称
①-79西笠原町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市西笠原町字北ノ谷、大谷、六蔵、才ノ神、前垣内、藪ノ上、山本、善坊、六蔵、野垣内、上西、永長、奥垣内及びクゴの各一部並びに野田町字上戸、志ボラ及びアン林の各一部並びに東笠原町字才ノ神の一部並びに三口町字善坊の一部

(3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日
平成19年4月3日

80(1) 特別指定区域の名称
①-80三口町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市三口町字善坊、市場、上ノ山、北山、西所、村前イナバ、西角、宿所、市場、村中、大坪及び東野の各一部並びに西笠原町字大谷及び六蔵の各一部

(3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日
平成19年4月3日

81(1) 特別指定区域の名称
①-81坂本町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市坂本町字上ノカチ、西ノカチ、東ノカチ、二ツ池ノ下、大谷口、赤坂、馬場先、中ノ坪、セツホク、北山及び猫尾の各一部

(3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日
平成19年4月3日

82(1) 特別指定区域の名称
①-82倉谷地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域
加西市倉谷町字中屋敷、永長、下苗代、神小垣内、北ノ川、湯出ノ坪、渋田、芋畦及び焼野の各一部

(3) 予定建築物等の用途
条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日
平成19年4月3日

83(1) 特別指定区域の名称
①-83千ノ沢町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市倉谷町字油田坪、東ノ谷、戸井町坪、宮ノ東、八分、筒ヶ池ノ内及び裏山の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

84(1) 特別指定区域の名称

①-84北条町小谷地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市北条町小谷字下鴻谷、東垣内、四反田、下垣内、上垣内、祢田、中溝及び城山の各一部並びに北条町北条字堀池の一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

85(1) 特別指定区域の名称

①-85北条町栗田地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市北条町栗田字奥谷、下岡、西法寺、小泉及び前田の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

86(1) 特別指定区域の名称

①-86北条町東高室地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市北条町東高室字宮ノ本、西ノ出口、海道林、五代田、大新田、コブチ、西中野、皿池、古鎮岩、東中野及び中野の各一部並びに段下町字戸中の一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

87(1) 特別指定区域の名称

①-87北条町西高室地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市北条町西高室字村中、清水田、大溝、薬師谷、木下、村下、皿池及び馬場の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

88(1) 特別指定区域の名称

①-88北条町東南地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市北条町東南字一ノ宮及び村内の各一部並びに北条町西南字菊ヶ谷及び谷田の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

89(1) 特別指定区域の名称

①-89北条町西南地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市北条町西南字西下池尻、東垣内、東奥谷、菊ヶ谷及び谷田の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

90(1) 特別指定区域の名称

①-90北条町黒駒地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市北条町黒駒字向山、菊ヶ谷、打乗、住吉前、寺前及び中野の各一部並びに市村町字狭間の一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

91(1) 特別指定区域の名称

①-91女鹿山自治区地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市北条町黒駒字女鹿山、東女鹿山及び宮前の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

92(1) 特別指定区域の名称

①-92谷町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市谷町字油谷、塚ノ坪、岩井、西垣内、岡田、宝ノ前及びヲタの各一部並びに北条町小谷字内畠、堂ノ前、財ノ元、中溝及び古市場の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

93(1) 特別指定区域の名称

①-93西谷東町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市西谷町字上渡り、北渡り、西渡り、渡り、天神谷、生姜谷、葉ノ木、上葉ノ木及びカツラ谷の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

94(1) 特別指定区域の名称

①-94西谷西町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市西谷町字千軒寺、観音谷、東観音、行安谷、上渡り、西渡り及び椎野の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

95(1) 特別指定区域の名称

①-95畠町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市畠町字山ヶ谷、梶ヶ谷、貝間、今善寺、老ノ前、佐無伊、上山、馬場、中芝、網ヶ谷、柳ノ元、井ノ上、風目、大崎、乘末、鳥居元、門田、片山、千軒寺、土師繩手、大池ノ下、内垣内、ニタス、中溝、盆野、居垣内、法花谷及び箸谷の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

96(1) 特別指定区域の名称

①-96芝自治区地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市畠町字東入角、太葉谷及び中芝の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

97(1) 特別指定区域の名称

①-97窪田町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市窪田町字平林、沖田、門ノ下、桑原、中向、上向、堂ノ越、大井、田中、中ノ谷及び境垣内の各一部並びに吸谷町字石畑及び金木馬の各一部並びに西上野町字平林及び西村中の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

98(1) 特別指定区域の名称

①-98吸谷町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市吸谷町字坂ノ脇、高蔵山、堂ノ上、中ノ口、藤谷、馬場ノ下、観音垣内及び的場山の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

99(1) 特別指定区域の名称

①-99西上野町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市西上野町字西村中、八反田、東村中、上平田及び中平田の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

100(1) 特別指定区域の名称

①-100市村町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市市村町字西垣内の全部並びに市村町字西ノ樋、北ノ下、北ノ上、大歳前、堂田、円福寺、谷ヶ坂及び岡ノ上の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

101(1) 特別指定区域の名称

①-101坂元町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市坂元町字節達、西宅地、東宅地、蓮町、井ノ上、向山、南宅地、神田、丸山、山根、久斗谷、壱反條、狭間、内町及び瓜家の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

102(1) 特別指定区域の名称

①-102福居町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市福居町字小西谷、岩井、奥ノ谷、寺前、上ノ山下、首通り、福居、上中田、奥ノ谷、高宮、下中田、西野谷、上狭間、狭間、久斗谷及び荒掘りの各一部並びに坂元町字宮ノ西及び久斗谷の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

103(1) 特別指定区域の名称

①-103谷口町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市谷口町字村中の全部並びに谷口町字西ノガワ、崖島、谷畑、西ノ下、井ノ坪、石坪、上後口、後口及びカタガリの各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

104(1) 特別指定区域の名称

①-104吉野町地区

(2) 特別指定区域に含まれる土地の区域

加西市吉野町字下垣内、三反田、前垣内、野垣内、無現山及び作垣内の各一部並びに山下町字新池尻の一部並びに福居町字下り松、野添及び馬橋の各一部

(3) 予定建築物等の用途

条例別表第3の1の項に規定する戸建ての住宅

(4) 指定年月日

平成19年4月3日

兵庫県告示第426号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
なお、その関係図書は、平成19年4月3日から丹波県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H18丹波位置 0014号	19. 3. 16	丹波市柏原町柏原字菜モミ3173の一部、3176の一部	6.00 4.00	59.80 6.00

公 告

都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成19年4月3日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
たつの市龍野町宮脇字五反田258番10
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
たつの市龍野町宮脇43番地
本窪田 高 宏
- 3 許可年月日及び許可番号
平成18年12月6日
兵庫県指令西播（建）第1-13号（18たつの）

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成19年4月3日

東播磨県民局長 山 田 一 成

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ステーションプラザ西明石
所在地 明石市小久保2丁目7番地の20
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 神戸SC開発株式会社
代表者の氏名 松 村 祐 一
住所 神戸市東灘区住吉本町1丁目2番1号
- 3 変更しようとする事項
駐輪場の位置及び収容台数
(1) 変更前
0台
(2) 変更後
60台
- 4 変更する年月日
平成19年9月1日
- 5 届出年月日
平成19年3月9日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
(1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局まちづくり課及び東播磨県民局県土整備部まちづくり課
(2) 縦覧期間
平成19年4月3日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
提出期限 平成19年8月3日
提出先 東播磨県民局県土整備部まちづくり課

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1

大規模小売店舗の廃止に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成19年4月3日

阪神南県民局長 大 西 孝

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ浜甲子園

所在地 西宮市鳴尾町4丁目14番1号

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

2,605平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成19年3月19日

5 届出年月日

平成19年3月15日

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第77号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習について、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成19年4月3日

兵庫県公安委員会

委員長 小倉修悟

1 講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号業務」という。）

(2) 実施日

平成19年5月8日（火）から同月10日（木）までの3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館4階会議室

(4) 修了考查の実施

講習最終日は、修了考查（14問35分）を実施する。

2 受講定員

80人

3 受講対象者

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）を有する者（既に、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部を改正する規則（平成17年国家公安委員会規則第18号）附則第2条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習により、2号業務以外の指導教育責任者資格者証等（規則第6条第1項に規定する指導教育責任者資格者証等をいう。）の交付を受けている者を含む。）

4 受付期間等

(1) 受付は、平成19年4月9日（月）から同月20日（金）までとする。

(2) 受講申込みの受付は、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時までとする。

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）

6 申込時の提出書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通
- (2) 旧資格者証の写し

7 受講手数料

14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りのないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通 6 丁目 1 番 12 号 三宮ビル東館 8 階

社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話 (078) 341-7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話 (078) 252-0166